

TAC登録実務講習お申込みに関しての注意事項

【登録実務講習の対象者について】

- 登録実務講習の受講対象者は、宅地建物取引士資格試験合格者で、宅地建物の取引に関する実務経験が2年未満の方となります。

【お申込みについて】

- 受講料はインターネット(e受付)にて、クレジットカードでのお支払いとなります。(金沢校・沖縄校は除く。)
- お申込み時には、以下の書類のアップロードが必要となります。アップロードいただけない場合、TAC登録実務講習のお申込みをお受けできません。なお、お申込み時に演習が校舎の方は③のアップロードは不要です。
 - ① 宅地建物取引士資格試験合格証書のスキャニングデータまたは画像(宅建業法第16条に基づく宅地建物取引士資格試験に合格したことを証する証明書のスキャニングデータまたは画像)
 - ② メールアドレス(弊社ではGmailのご利用を推奨しています。キャリアメール(@docomo, softbank, auなど)はご利用いただけません。)
 - ③ 顔写真1枚(タテ3cm×ヨコ2.4cm、裏面に氏名を記入のこと、カラーのみ)演習第1日目第1回(オンラインは修了試験)当日までにTAC会員証(お申込み後送付)に貼付してください。
- ※演習をオンラインでおこなうクラスをお申込みの場合、お申込みの際に顔写真のアップロードが必要です。
- お申込みにあたっては必ず受講されるご本人様がお申込みください。
- TACの登録実務講習のみご受講の際は、入会金(¥10,000・消費税10%込)は不要です。
- TAC登録実務講習をお申込みの際は、TACのお申込みサイト「e受付」にてお申込みください。TAC提携校(金沢校・沖縄校)で受講される場合は、必ず受講されるTAC提携校(金沢校・沖縄校)窓口にてお申込みください。それ以外の方法ではお申込みいただけません。再チャレンジ制度でのお申込みはTAC校舎窓口のみとなります。
- TAC株主優待券を含む、各種割引制度はご利用いただけません。

【お申込みの締切について】

- 各日程とも申込締切日がございます。締切日を過ぎますと、一切お申込みいただけません。また、スクーリング(演習)の各クラスが定員に達した際には、申込締切日以前であってもお申込みいただけません。予めご了承ください。

【受講にあたって】

- 各日程のいざれも、講習内容は同一となります。
- 通信学習は、お送りする「不動産の実務の基本テキスト」とWeb講義、確認テスト(計3回分)をもとに、約1ヵ月間の自宅学習となります(提出課題はございません)。スクーリング(演習)の初日までに必ず一通りの学習を終了してください。※通信学習の講義はWebにて配信いたします。Web講義をご覧いただけない方はご受講いただけません。お申込み前に「TAC WEB SCHOOL」ページで必ず動作確認をしてください。詳細はP.2「Web動作環境の事前確認について」をご確認ください。学習内容は以下のとおりです。
- (1)宅地建物取引士制度に関する科目
 - イ 宅地建物取引士制度の概要
 - ロ 宅地建物取引士の役割及び義務
- (2)宅地又は建物の取引実務に関する科目
 - イ 受付、物件調査及び価格査定の実務に関する事項
 - ロ 媒介契約に関する事項
 - ハ 宅地又は建物の取引に係る広告に関する事項
 - ニ 宅地又は建物の取引条件の交渉に関する事項
 - ホ 宅建業法第35条第1項及び第2項の書面の作成に関する事項
 - ヘ 宅地又は建物の取引に係る契約の締結に関する事項
 - ト 宅地又は建物の取引に係る契約の履行に関する事項
 - チ 宅地又は建物の取引に係る資金計画及び税務に関する事項
 - リ 紛争の防止に関する事項
- スクーリング(演習)では、「スクーリング演習テキスト」「スクーリング演習資料」「スクーリング演習ノート」「不動産の実務の基本テキスト」「確認テスト(計3回分)」「受講ガイド」を使用し、全5回(休憩時間を除く12時間)の演習を実施します。演習内容は以下のとおりです。
- (1)取引実務の演習に関する科目(業務の標準的手順の修得のための演習)
 - イ 取引の目的となる宅地又は建物の調査手法に関する事項
 - ロ 宅建業法第35条第1項及び第2項に規定する説明の実施に関する事項
 - ハ 宅地又は建物の取引に係る標準的な契約書の作成に関する事項
- スクーリング(演習)については、すべての演習に出席することが修了試験の受験要件となります。なお、TAC登録実務講習では、「クラス振替出席フォロー」などの一切のフォロー制度はございません。したがって、欠席された場合に他のクラスに振替することは認めません。お申込みいただいたクラスの日程どおりにご受講いただきます。

【修了試験について】

- 修了試験については、通信学習、全5回のスクーリング(演習)をすべて受講していただいた後に受験していただきます。なお、ご登録いただいているクラスでの受験に限らせていただきますので、お申込み前に日程をご確認ください。
- 修了試験は通信学習及びスクーリング時に学習・演習した内容より出題いたします。出題形式は以下のとおりです。
 - ① 通信学習の内容:一問一答式(○×式)による出題
 - ② スクーリング(演習)の内容:空欄補充(記述式)による出題
- 修了認定基準は、上記①②それぞれにおいて8割以上正解された場合といたします。
- 修了試験の受験は原則1回のみとなります。不合格になった場合、無料で別日程をお申込みいただき、再度スクーリング・修了試験を受講・受験できます(同一年度・1回のみ)。但し、第十日程を受講される方はご利用いただけません。お申込み期限はご希望の日程・クラスのスクーリング第1日目の前日までとなります。お申込み時に同一年度の「会員証」「修了試験結果のお知らせ」「顔写真1枚」が必要となります。お申込みを希望されるクラスが定員に達している場合にはご利用いただけません。
- 修了試験の問題冊子並びに解答用紙は、試験終了後すべて回収いたします。

【修了証について】

- 宅建資格登録申請の際にご提出いただく「登録実務講習修了証」は TAC WEB SCHOOL マイページにてPDFファイル形式でご提供いたします。
- 「登録実務講習修了証」は上記のPDFデータが原本となりますので、そちらを印刷して各自治体にご提出ください。
- PDFデータには期限がございます。必ず期限内にダウンロードをお願いいたします。
- 出力紙でのご提供をご希望の場合は、別途有料3,000円(消費税10%込)にて郵送返却を承ります。スクーリングの際にTAC校舎窓口にてお手続きください。「e受付」ではお申込みいただけません。

【その他の注意事項】

- お申込後に確定した受講会場(クラス)および日程の変更は、原則として承っておりません。
- 次の事項に該当する行為を行った場合は、これを不正受講とみなし、登録実務講習修了証の発行はおこないません。また、登録実務講習修了証発行後に不正受講が発覚した場合には、これを無効とし、この旨国土交通大臣に報告するものといたします。
 - ① 登録実務講習申込時にご提出いただいた合格証書の写しに虚偽の表示があった場合
 - ② スクーリング(演習)及び修了試験において、替え玉受講等の不正行為を行った場合

【受講料等について】

- 受講料は、教材費・消費税10%が含まれます。
- 講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
 - ① 講座受講お申込み後における解約・返金についてのお取扱い
 - ② 講座開始前の解約・返金について
 - イ 講座開始日(注1)前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
 - ロ 原則として、受領済み受講料の全額を返金いたしますが、返金処理にかかる銀行振込手数料はお客様負担とさせていただきます。
 - ハ お受取りになった教材類は、返金時までに全てご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目または書込みなどの破損・汚損がある場合につきましては、TAC所定の価格表に基づき返金額より控除いたします。
- 講座開始日以後の解約・返金について
 - 講座開始日以後、健康上の理由、経済上の理由、その他個人的な理由により、申込者またはその法定代理人が、継続的な受講を困難または不可能と判断した場合には、TAC所定の書類をもってお申出ください。当該書類が受理された時点を基準として受講料の預かり金処理、受講コース・受講形態の変更、または解約・返金等の手続きを開始いたします。なお、当該お申し出の期間は後述(3)の受講期間の最終日から一ヶ月前までといたします。
 - (3)前述(2)のお申し出により、解約・返金する場合の返金額は、受領済み受講料に受講期間(注2)に占める当該受講期間から下記に掲げる経過月数(注3)を控除した月数の割合を乗じて計算した金額(以下、「未受講料相当額」という)から、解約手数料としての未受講料相当額の20%に相当する金額(上限5万円)を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)といたします。ただし、未受講料相当額の算定について(パンフレット等で別に定めがある場合について)はこれに準じます。
(算式)
受領済み受講料×(受講期間-経過月数)/受講期間=未受講料相当額
未受講料相当額-未受講料相当額×20%(上限5万円)=返金額

TAC登録実務講習は国土交通大臣の登録を受けて実施する講座のため、通常の講座より注意事項など条件が厳しくなっています。
下記の注意事項をよくお読みいただいた後にお申込みください。お申込みの場合、下記事項についてすべてご承諾いただいたものとみなさせていただきます。

(4)上記(2)のお申し出により、預かり金処理、受講コース・学習メディア等の変更をする場合のお取扱いは、解約手数料に関する部分を除き、上記(3)の算式を準用いたします。なお、これにより受講料に不足金が生じた場合には差額をお支払いいただきます。また、預かり金処理、受講コース・学習メディア等の変更後に、解約・返金する場合の返金額は、上記(3)の算式にもとづき、解約手数料を控除した残額(10円未満の端数は切捨て)いたします。

②講座に付随したキャンペーンまたは特典等として無料もしくは割引価格にてお申込みいただいた講座(以下、「無料・割引講座」という)の解約・返金についてのお取扱い

(1) 無料・割引講座をご利用されていない場合には、①(1)と同様にお取扱いさせていただきます。

(2) (1)以外の場合には、無料・割引講座分の受講料につきまして正規受講料相当分を申し受けます。なお、算定方法は前記①(3)を適用して返金額の計算をいたします(ただし、解約手数料に関する部分を除きます)。

●(注1)講座開始日

お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日

●(注2)受講期間

お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日の属する月からお申込みいただいたクラスの修了試験の属する月までの期間(月数)

●(注3)経過月数

お申込みいただいた日程の通信学習初回発送日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数

●(注4)金額は全て消費税込みの金額といたします。

【開講・クラス閉鎖について】

●お申込みいただいた講座、コース、クラスが開講日までに開講に必要な定員に達しなかった場合、やむを得ず閉講またはクラスの閉鎖を行う場合があります。その際は、受講方法や、クラスの変更の相談をお受けいたします。変更により受講ができない場合は、お支払いいただいた入会金、受講料の全額をお返しいたします。ただし、事前にクラスの合流等を告知していた場合はこの限りではありません。また、受講料のお支払いに必要で、お客様がご負担になった手数料等(振込手数料、コンビニ決済手数料、郵送料、教育ローン手数料等)は返金の対象となりません。なお、閉講またはクラスの閉鎖により生じた不利益については、TACは責任を負いかねます。

【解約について】

●万一、当規約、TAC利用上の注意事項、各講座の受講ガイド、パンフレット、カスタマーハラスマントに対する基準方針、TACホームページ掲載の各種規約等もしくは法令等に違反する行為、その他社会通念上のルールを著しく逸脱した行為等があったとTACが判断した場合、TACは如何通知催告することなしにお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引一切をお断りし、各校舎への立ち入りを禁止する場合があります。なお、解約に伴う返金額は【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用します。

【講座運営について】

●地震・火災・台風等の災害が発生した場合、停電等が発生した場合、感染症が蔓延する恐れがある場合、交通機関が運休・遅延した場合、講師が急病の場合、その他やむを得ない事情により、校舎の閉鎖、休講、講義日程・担当講師の変更、教材発送の遅延が生じる場合があります。この場合、あらためて対応をご案内いたします。
●機器の故障や通信回線の異常等のやむを得ない事情が生じた場合、提供する講座等の運営を一時的に停止する場合があります。
●受講途中であっても、予告なしに担当講師や発送日程の変更、校舎の閉鎖・移転、コースの閉鎖、講義内容の追加・修正を行う場合があります。
●上記に掲げる事情により、TACが指定するフォロー制度をもって役務の提供と交代させていただく場合がございます。これより、お客様に生じた不利益については、TACでは責任を負いかねます。また、上記に掲げる事情により受講継続が困難となった場合の返金額は、【受講料等について】の項目の①(3)の算式を準用いたします。

【オンライン受講システムについて】

●TACが提供する各種オンライン受講システムの利用には、ログインID、パスワードが必要となります。利用の資格はお客様本人にのみ帰属します。いかなる場合であってもログインID、パスワードを第三者に開示することによりオンライン受講システムの利用資格を貸与等することはできません。また、ダウンロードした映像または音声データを第三者に利用させることはできません。不正利用等が確認された場合は、前記【解約について】に定める措置をとさせていただきます。
●オンライン受講システムを利用される際には、設備等の保守または地震、火災、台風、停電、回線障害・接続障害等(以下、「障害等」という)によりシステム停止、中断、制限が発生する場合がありますが、TACはお客様に生じた損害について責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
●オンライン受講システムについては、TACの推奨環境を満たしている場合でも、お客様個々の動作環境によっては、視聴できない場合があります。このような個々の動作環境による視聴不能についてTACは責任を負いかねますので、事前の視聴確認を必ず行った上でお申込みください。
●TACでは提供するサービスにおいて、他社が提供するオンラインサービスやアプリケーション等の外部サービスを利用する場合があります。なお、外部サービスの障害等により、サービスの一時的な停止または中止等の措置をとさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

【教材発送について】

●通信講座における教材等は、TACが定めた発送日程に従い、指定する宅配業者または郵便事業者(以下、「運送業者等」という)により各運送業者等が定めた運送約款等の規約に従ってお客様へお届けいたします。受付窓口でのお受取やTAC社員等によるお届けはできません。また、教材等はお客様ご指定の発送先ご住所とお客様ご本人のお名前を先として発送いたします。発送等の状況によっては受講料以外に発送料や手数料を別途お支払いいただく場合がございます。なお、教材の配達遅延、紛失等についてはTACでは責任を負いかねます。

【会員証について】

●会員証は会員としての資格をお客様本人にのみ帰属することを証するものであり、TACの施設を利用するにあたっては必ず会員証を携帯してください。
●会員としての資格を第三者に譲渡、貸与、または担保に供する等の行為はできません。
●会員証を不正に利用させた場合、並びに不正に利用した場合には、当該講座(コース)正規受講料の3倍の料金を申し受けます。
●会員証を紛失した場合には、受付窓口にて再発行いたします。なお、再発行には、別途手数料がかかります。

【修了証の紛失について】

●PDFデータは、期限内であれば何度でもダウンロードいただけます。ダウンロードされたPDFデータは原本となりますので、印刷して各自治体にご提出いただけます。
●期限を過ぎた場合、出力紙でのご提供となります。別途有料3,000円(消費税10%込)にて郵送返却を承りますので、TAC校舎窓口にてお手続きください。「e受付」ではお申込みいただけません。
●修了証は約1週間程度で出来上がり、お手続きの際にご指定いただいた住所へ郵送いたします。

【著作権について】

●TACがお客様に提供する教材(テキスト、レジュメ、答練、DVD、カセットテープ、講義を収録した映像または音声データ、その複製物及びその他一切の著作物以下、「TAC教材」という)に関する著作権、その他知的財産権はTACまたは権利者に帰属しております。お客様ご自身が学習する目的以外でのTAC教材の使用および複製、並びに下記①から④に記載の行為を行ってはなりません。
①TAC教材の複製物を第三者に販売(オークションサイト・フリマサイトへの出品を含む)、贈与および貸与(有償・無償を問わない)
②教室およびオンライン受講システム、またはオンラインサービス等で提供する講義内容等の収録(録画・録音等)
③TAC教材をTACの許可なくソーシャルメディア、動画配信サービスへ掲載または投稿
④上記①から③の他、著作権法その他の関連法令に反する行為
●お客様が上記①から④に違反した場合、直ちに差し止めを求め、刑事告訴等の法的措置をとさせていただきます。また、不正に利用したTAC教材を使用する講座(コース)正規受講料の3倍の料金に、使用者数(または複製した数量)を乗じた金額を損害賠償金として申し受けます。

【免責】

●TACの講座等をご利用になり、その結果としてお客様の知識・技能等の向上、就職・転職等の目的が達成できなかったとしても、TACは責任を負いかねます。
●お客様による講座申込書の記載内容の不備・誤記・虚偽、記載事項に変更が生じた場合の未届、変更届出内容の不備・誤記・虚偽、講座申込書または当規約についての不知・誤解釈による不利益については、TACは責任を負いかねます。
●TACが行う各種サービスについては、TAC所定の日数により手続きさせていただきますので、あらかじめご了承ください。これによる不利益についてはTACでは責任を負いかねます。
●TACが負う損害賠償責任は、TACに故意または重大な過失がある場合を除き、お客様から受領した受講料の総額を上限とします。

【準拠法および合意管轄】

●当注意事項に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。
●お客様とTACとの間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【規約の変更】

●当規約は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、民法第548条の4の定型約款の変更に関する規定に基づいて変更するものとします。
●強行法規の改正等により、当規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

【施行日】

●2025年3月1日施行